

目黒区みどりの基本計画懇話会設置要綱

平成 27 年 3 月 26 日付け目都み第 4488 号決定

(設置)

第 1 条 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 4 条の規定に基づく目黒区みどりの基本計画(以下「みどりの基本計画」という。)を改定するにあたり、みどりのまちづくりについて多様な分野から助言を得るため目黒区みどりの基本計画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) みどりの基本計画改定に関すること
- (2) その他座長が必要と認める事項

(構成等)

第 3 条 懇話会の委員は 10 人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者・専門家
- (2) 団体
- (3) 公募区民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日からみどりの基本計画が改定される日までとする。

(座長及び副座長)

第 5 条 懇話会に座長及び副座長を各 1 人置き、委員のうちから互選により定める。

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第 6 条 懇話会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、区長が委嘱し、任期は委員の任期の例による。

3 オブザーバーは、懇話会に出席し、座長の求めに応じて必要な意見を述べることができる。

(招集)

第 7 条 座長は、必要に応じ懇話会を招集し、会議を主宰する。ただし、初回の開催に限り、区長が懇話会を招集し、会議を主宰する。

2 懇話会は、委員の過半数の出席をもって、会議を開くこととする。

3 会議は、原則として公開とする。

(意見聴取)

第 8 条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇話会に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第 9 条 懇話会の事務局は、都市整備部みどりと公園課が担当する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。